

告 示

埼玉県告示第六十号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（二、三級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市広田地内の一部（鴻巣市広田中央特定土地区画整理事業地内）

四 作業期間

平成三十年十一月二十日から平成三十一年三月十四日まで